

国民年金のお知らせ

「障害基礎年金」について

20歳前や国民年金加入中に、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師、または歯科医師の診察を受けた日（以下「初診日」）がある場合に、20歳に達した時、または初診日から1年6カ月経過した日（もしくは、1年6カ月以内に症状が固定した日、以下「障害認定日」）において、障がいの程度が国民年金法に定められた障害等級（1、2級）に該当し、初診日前に障害基礎年金を受けるためには、一定の国民年金保険料の納付要件（※1）を満たしている場合に、裁定請求により、原則として障害認定日の翌月から障害基礎年金が支給されます。

なお、裁定請求には、障害認定日以降3カ月以内の現症を記した診断書が必要となります。

障害認定日において、1級または2級の障害等級に該当しない場合であっても、その後、障害認定日から65歳に達する日の前日までに症状が重くなり、1級または2級の障害等級に該当するに至った時は、請求手続きにより、障害基礎年金が支給されます。

このように障害認定日の頃には症状が軽くても、その後症状が重くなって障害基礎年金を支給することを障害基礎年金の「事後重症制度」といいます。事後重症制度は65歳に達する日の前日までに裁定請求の手続きが必要で、障害基礎年金の支給開始は障害認定日にかか

わらず、裁定請求の手続きをした翌月分からとなりますので、該当する場合はお早めに手続きをしてください。

「障害厚生年金」について

厚生年金の加入者は、自動的に、基礎年金（国民年金）の加入者にもなります。

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度るときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

（照会先）

国保年金課年金係

☎ 06724・☎ 06725

美濃加茂年金事務所

☎ 0574②8181

（※1）保険料の納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や “雇止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、
(1) 雇用保険の特定受給資格者
（例：倒産・解雇などによる離職）
(2) 雇用保険の特定理由離職者
（例：雇止めなどによる離職）
として失業等給付を受ける方です。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその **100分の30** とみなして行います。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
※ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。
制度の詳しい説明は、国保年金課（☎23-7701）にお尋ねください。

1級 (障害基礎年金、障害厚生年金共通) (国年令別表)

番号	障がいの状態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
6	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2級 (障害基礎年金、障害厚生年金共通) (国年令別表)

番号	障がいの状態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいがあるもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声または言語機能に著しい障がいがあるもの
6	両上肢の親指および人さし指または中指を欠くもの
7	両上肢の親指および人さし指または中指の機能に著しい障がいがあるもの
8	1 上肢の機能に著しい障がいがあるもの
9	1 上肢のすべての指を欠くもの
10	1 上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	1 下肢の機能に著しい障がいがあるもの
13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

3級 (障害厚生年金) (厚年令別表 1)

番号	障がいの状態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
4	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
5	1 上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
6	1 下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
7	長管状骨に疑関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
8	1 上肢の親指および人さし指を失ったものまたは親指もしくは人さし指を併せ、1 上肢の 3 指以上を失ったもの
9	親指および人さし指を併せ 1 上肢の 4 指の用を廃したもの
10	1 下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
13	精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
14	障がいが出ないで、身体の機能または精神もしくは神経系統に労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいがあるものであって、厚生大臣が定めるもの

障害手当金 (障害厚生年金) (厚年令別表 2)

番号	障がいの程度
1	矯正視力によって測定した両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
2	1 眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したものまたは両眼の視野が 10 度以内のもの
5	両眼の調節機能および輻輳機能に著しい障がいを残すもの
6	1 耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃくまたは言語の機能に障がいを残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの
9	脊柱の機能に障がいを残すもの
10	1 上肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障がいを残すもの
11	1 下肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障がいを残すもの
12	1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転移変形を残すもの
14	1 上肢の 2 指以上を失ったもの
15	1 上肢の人さし指を失ったもの
16	1 上肢の 3 指以上の用を廃したもの
17	人さし指を併せ 1 上肢の 2 指の用を廃したもの
18	1 上肢の親指の用を廃したもの
19	1 下肢の第 1 趾または他の 4 趾以上を失ったもの
20	1 下肢の 5 趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
22	精神または神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの

障害手当金受給の注意点

障害手当金は症状固定の障がいに対して支給されることになっているため、一度、障害手当金を受給してしまうとその後、障がいの程度が障害「年金」に該当するほどに悪化しても、同一の障がいについて給付を受けることはできなくなります。